

## ！ 令和4年3月福島県沖地震災害義援金

令和4年3月16日に福島県沖で発生した最大震度6強の地震により、福島県に甚大な被害が出ました。この災害で被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けています。皆様さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

○義援金名 令和4年3月福島県沖地震災害義援金

○受付期間 令和4年6月30日(木)まで

○受付場所 新富町役場 福祉課

※義援金受付口座へ直接振込も行えます。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

☎福祉課 ☎33-6382

OSHIRASE

お知らせひろば

HIROBA

！ お知らせ ▶ イベント 📍 募集情報

※掲載情報は4月11日現在のものです。新型コロナウイルスの影響により、日程の変更や中止の可能性があります。詳しくは各問い合わせ先までご連絡ください。

## ！ 4月1日から18歳は成年です

令和4年4月1日から成年年齢の引き下げが施行され、18歳になると保護者の同意なしで様々な契約行為ができるようになります。まずはご家族と相談のうえ必要な契約かどうかを判断し、消費者トラブルに巻き込まれないよう慎重な契約を心がけてください。

○18歳になったらできること

スマートフォンの契約、アパートを借りる、ローンを組む、クレジットカードの作成

○18歳になってもできないこと

飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブル

☎西都児湯消費生活相談センター ☎23-2110

または ☎188(局番なし)

## ！ 5月の町税・料金等納期限

軽自動車税(種別割)第1期、保育料5月期

納期限: 5月31日(火) ※口座振替日は5月25日(水)

納期を経過すると、督促料・延滞金が加算されます。納期限内に、納付書裏面に記載してある各金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。スマートフォンアプリ「PayB(みやぎんpay)」、「PayPay」を利用した納付もできます。口座振替を利用されている方は、残高の確認をお願いします。口座振替日に間に合わなかった方は、6月6日(月)に再振替を行います。

今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

☎税務課 ☎33-6076

## ！ 5月の町民課窓口夜間・休日開庁

夜間開庁日: 6日(金)、12日(木)、19日(木)、26日(木)

※各日19時00分まで

休日開庁日: 29日(日) 8時30分～12時00分

※予約がない場合は開庁しません

マイナンバーカードの申請・受取りの機会を拡大するため、町民課窓口を夜間と休日に開庁します。休日開庁は予約制となっていますので、事前に町民課までご連絡ください。また、写真撮影から申請まで行うマイナンバーカード申請補助サービスも実施していますので、この機会にご利用ください。

○備考 マイナンバーカードの申請・受取り以外に行う業務は、住民票・戸籍謄抄本の発行、印鑑登録および印鑑証明書の発行です。税関係の証明発行は行いません。

マイナンバーカードの作成には約1か月かかります。

新型コロナウイルス感染状況により開庁しない場合があります。ご了承ください。

☎町民課 ☎33-6071

休日開庁の予約  
フォームはこちら



## 🔍 木造住宅耐震診断事業の募集

申込受付期限：12月23日(金)まで

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、住宅の所有者が行う耐震診断に対する助成を行います。募集件数には限りがありますので、お早めにご相談ください。

○募集件数 15件(先着順)

○申込受付期限 令和4年12月23日(金)まで(募集件数に達した時点で、受付を終了します)

○対象となる住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住している2階建て以下の一戸建て在来工法木造住宅(パネル工法等特殊な工法でないもの)  
※店舗等の用途を兼ねる住宅(店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。

○対象者 新富町在住の対象住宅所有者

○耐震診断を行う専門家(耐震診断士) 宮崎県木造住宅耐震診断士(建築士事務所に所属している県内の建築士で県主催の講習会を受講し、県に登録された者)が診断を行います。

○対象となる診断方法 一般診断(大地震による住宅倒壊の可能性の有無について判定するもの)となります。耐震診断士が現地調査を行い、建物の診断内容を数値化し、総合評価した診断報告書をもとに、耐震診断士が報告します。

○自己負担額 住宅1棟につき、耐震診断に必要な経費13万6千円のうち、6千円を自己負担していただきます。  
※自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成が受けられます。

☎都市建設課 ☎33-6017

## 🔍 木造住宅耐震改修総合支援事業の募集

申込受付期限：12月23日(金)まで

対象住宅の所有者が行う耐震改修設計および耐震改修工事に対して、次のとおり助成を行います。

○募集件数 1件(先着順)

○申込受付期限 令和4年12月23日(金)まで(募集件数に達した時点で、受付を終了します)

○対象となる住宅(以下の①②すべてに該当するもの)

①昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住している2階建て以下の一戸建て在来工法木造住宅(パネル工法など特殊な工法でないもの)  
※店舗等の用途を兼ねる住宅(店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む

積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む

②「新富町木造住宅耐震診断事業」を利用して耐震診断を行った住宅で、耐震診断の結果が1.0未満と判定されたもの

○対象者 対象住宅に居住している所有者で、町税の滞納がない方

○補助限度額 耐震改修設計および耐震改修工事にかかる費用の4/5以内で、かつ100万円以内(千円未満切捨)

○補助要件 当補助制度を受けるにあたっては、県に登録された建築士(宮崎県木造住宅耐震診断士)が、耐震補強設計および工事監理(設計どおり施工されているか、確認等を行う業務)を行うことが条件となります。

☎都市建設課 ☎33-6017

## ! ウクライナ人道危機救援金

ウクライナでは各地で激化した戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人びとが、周辺国(ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、ロシア等)へ避難をしています。

このような状況を受け、国際赤十字・赤新月社連盟、

赤十字国際委員会、ウクライナ赤十字社が実施するウクライナ国内および周辺国への救援活動を支援するため、下記により救援金受付を行います。

皆さまの温かいご支援をよろしく願いいたします。

○救援金名 ウクライナ人道危機救援金

○受付期間 令和4年5月31日(火)まで

○受付場所 新富町役場 福祉課

※救援金受付口座へ直接振込も行えます。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

☎福祉課 ☎33-6382

**！ 令和4年度の各地区の区長を紹介します**

※敬称略

地区	氏名
富田町	家光 利和
新馬場	横山 幸一
大淵	児玉 邦彦
田中	高邊 義昭
上城元	高山 誠
下城元	田熊 徹男
八幡	中武 寿裕
平田	羽田野 治
越馬場	石谷 泰宏
鬼付女	日柳 好一郎
西五反田	押川 博
東五反田	小牟田 昌昭
シーサイド富田浜	河野 勝伸
王子	金丸 弘則
江梅瀬	松原 賢偉
横江	松本 健治
軍瀬	山本 一弥
平伊倉	篠塚 正廣
宮之首	東 哲訓
矢床	川西 康徳

地区	氏名
奥	西岡 博幸
弁指	吉野 忠幸
下三納代	清 芳邦
新町	宮本 美彦
今別府	倉掛 智勝
岩脇	福山 浩美
六反田	福岡 正一
日之出	地下 広志
野中	通山 勇吉
上日置	坂本 正人
追分	三木 良美
祇園原	海老原 司
川床	仲原 亨
黒坂	西森 祐一郎
北畦原	荒木 三郎
東畦原	宮永 正治
西畦原	三浦 千尋
三財原	片山 裕久
湯風呂	小野 圭三
湯之宮	平野 一士

地区	氏名
一丁田	山本 幸信
十文字	重永 保男
新田原	小坂 真一
学園台	三谷 州平
春日	棚田 宜宏
瀬口	長友 貞則
竹淵	金丸 正武
中村	廣嶋 勇
山之坊	大西 喜久男
柳瀬	比恵島 寛
中須	金丸 行雄
伊倉	櫻井 盛生
麓	若木家 浩順
成法寺	大木 治男
溜水	秋山 幸彦
新田新町	大木 賢一
塚原	長友 正治
末永	黒岩 英文
舟津	土屋 喜弘
上今町	池上 徹
下今町	今村 行信
大和	柏木 洋一

**！ 令和4年度代表区長は次のとおりです 代表区長（8名） ※敬称略**

区域	氏名	地区	該当地区
上 富 田	高山 誠	上 城 元	富田町、新馬場、大淵、田中、上城元、下城元、八幡、平田、越馬場、鬼付女
下 富 田	押川 博(会長)	西 五 反 田	西五反田、東五反田、シーサイド富田浜、王子、江梅瀬、横江、軍瀬
三 納 代	宮本 美彦(副会長)	新 町	平伊倉、宮之首、矢床、奥、弁指、下三納代、新町
日 置	地下 広志	日 之 出	今別府、岩脇、六反田、日之出、野中、上日置、追分
上新田(西)	海老原 司	祇 園 原	祇園原、川床、一丁田、十文字、新田原、学園台、春日
上新田(東)	三浦 千尋(副会長)	西 畦 原	黒坂、北畦原、東畦原、西畦原、三財原、湯風呂、湯之宮
新 田(西)	櫻井 盛生(副会長)	伊 倉	瀬口、竹淵、中村、山之坊、柳瀬、中須、伊倉、麓
新 田(東)	今村 行信	下 今 町	成法寺、溜水、新田新町、塚原、末永、舟津、上今町、下今町、大和

## ！ 中小企業・小規模企業者向け融資制度について

新富町では、中小企業・小規模企業の皆さまの、さまざまな資金需要に対応できるよう『新富町中小企業特別融資制度』および『新富町小規模企業特別融資制度』を設けています。

この制度は、町内中小企業者等の活性化および経営安定化を図るために、設備資金および運転資金について低利な融資を行うものです。

### ①ご利用いただける事業者

- ・町内に住所を有する個人または法人であること
- ・町内において事業を営んでいること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・町税を完納していること
- ……など

### ②融資条件

制度名	新富町中小企業特別融資制度			新富町小規模企業特別融資制度
対象企業	業種名	資本金	従業者数	従業員が20人以下の企業
	以下以外の業種	3億円以下	300人以下	
	小売業	5千万円以下	50人以下	
	サービス業	5千万円以下	100人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	※『資本金』または『従業者数』のどちらかの条件を満たしている企業			
限度額	500万円			500万円
融資期間	設備資金：84月以内 運転資金：60月以内			設備資金：84月以内 運転資金：60月以内
融資利率	1.8%			1.6%

両制度ともに、新富町中小企業特別融資制度の貸付残高と新富町小規模企業特別融資制度の貸付残高の合計が、500万円以内であること。

加えて小規模企業特別融資制度は、今回の融資額と既存の宮崎県信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2,000万円以内であること。

### ③信用保証料

『新富町中小企業融資制度』・『新富町小規模企業融資制度』の利用にあたって発生する信用保証料は、新富町が負担します。

### ④ご利用いただける金融機関

- ・宮崎銀行新富支店 ☎33-2121
- ・高鍋信用金庫新富支店 ☎33-2222

閩産業振興課 ☎33-6029 FAX：33-4862

簡単！便利！

## 町税等の納付は 口座振替で！

町税および料金等の納付は、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

- お申込み窓口 各金融機関、役場税務課、新田支所、上新田サービスコーナー
  - 利用できる町税・料金等 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、奨学資金、水道料
  - 利用できる金融機関 宮崎銀行、高鍋信用金庫、宮崎太陽銀行、九州労働金庫、児湯農協、ゆうちょ銀行
  - 手続きに必要なもの 通帳、口座届出印
- 税務課 ☎33-6076

### Point1

ここが便利！

納付に行く手間がなくなります

### Point2

ここが確実！

納め忘れがなくなります

### Point3

ここが安心！

現金を持ち歩く必要がなくなります

## ▶ ギャラリーしんとみ 5月の展示

開館時間：10時～17時 休館日：毎週月曜日

※展示内容は変更になることがあります。事前にお問い合わせください。

☎ギャラリーしんとみ ☎33-0577

### 布あそび展

5/3 (火) ～5/7 (土)

新富町在住の細川栞さんと秋山寿美さんの作品展です。着物をリメイクしたコートやチュニック等の他、古布を使ったパッチワークバッグ、小物の作品が並びます。どうぞご覧ください。

### 盆栽展

5/10 (火) ～5/14 (土)

新富町在住の大川周士さんによる盆栽展です。盆栽を始めて50年。丹精を込めて作った作品の数々です。鉢の中に訪れた新しい春を楽しんで下さい。

### 仲良し3人展

5/17 (火) ～5/28 (土)

工房満(西都市)・よつ葉工房(高鍋町)・徳淵智子さん(高鍋町)による作品展です。陶器、木工品、ガーゼ服、布小物など、日々の生活が楽しくなる作品を多数展示販売します。

## ！ 資源物の回収

日時：5月9日(月)、23日(月)7時～9時

毎月第2・4月曜日は資源物の回収日です。

### ○回収場所

町体育館(正面玄関東側駐輪場)・西体育館・上新田公民館・温泉健康センター「サン・ルピナス」(各駐輪場)

※雨天時、西体育館は正面玄関前に移動します。

### ○項目名

古紙(新聞紙・チラシ)、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙(それぞれ紐で縛ること)

※焼酎の紙パックなど内側にアルミ箔が張ってあるものは対象外となりますのでご注意ください。

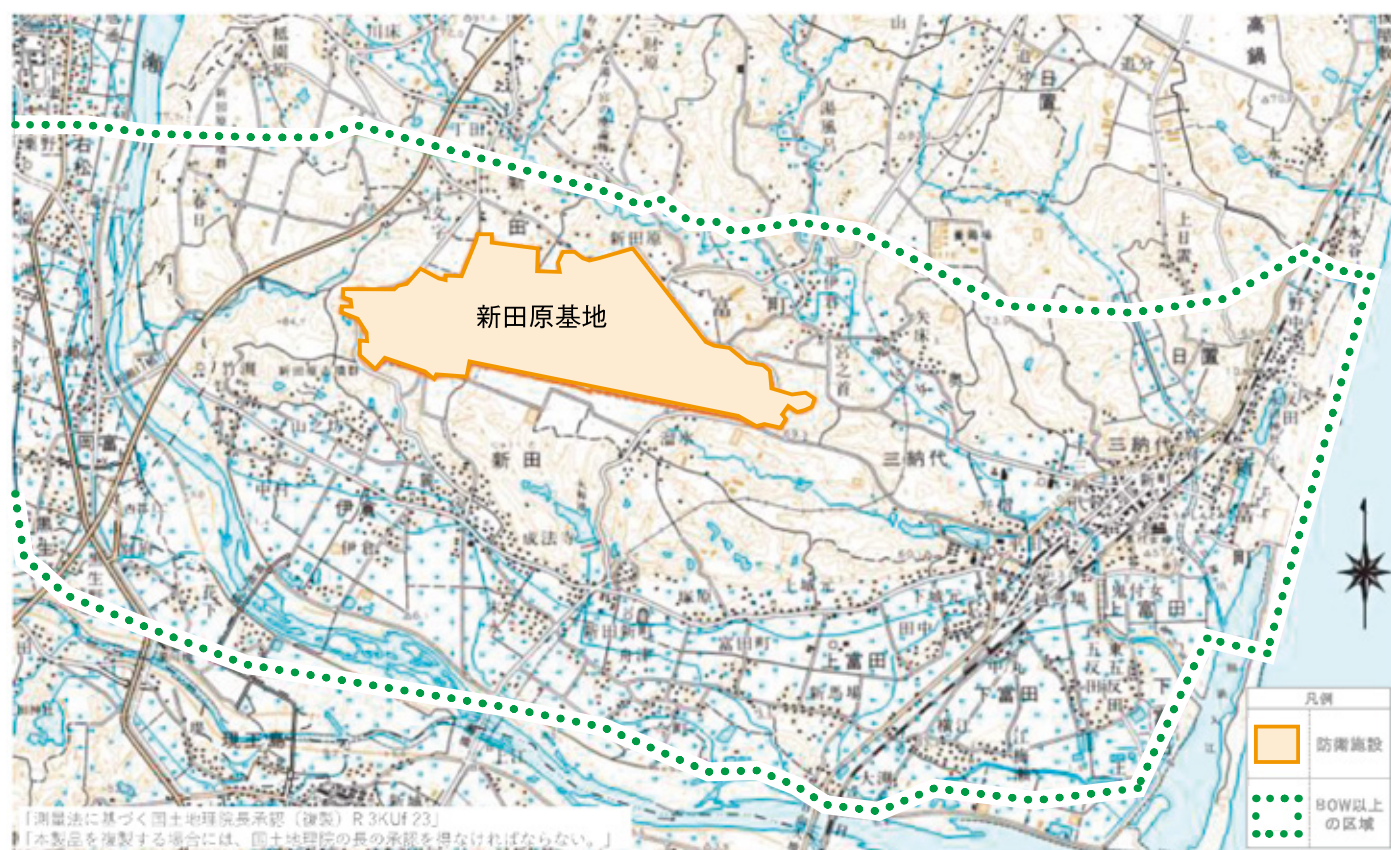
☎生涯学習課 ☎33-1022

新富町地域婦人連絡協議会 宮本まさ子 ☎33-4863

# 新田原飛行場に係る告示後住宅の住宅防音工事について

## ○住宅防音工事の対象

対象となる区域	対象となる住宅
新田原飛行場に係る第一種区域における80WECPNL以上の区域として、以下に示す区域	平成5年7月2日から平成15年8月29日までに建築された住宅



※上記(対象となる区域)の詳細図は、宮崎防衛事務所で閲覧できます。

## ○住宅防音工事を希望される方について

住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届(告示後住宅)」に必要な事項を記入し、九州防衛局へ郵送してください。

なお、ご質問などございましたら、下記へお問い合わせください。

## ○住宅防音工事希望届(告示後住宅)について

九州防衛局のホームページ([https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/jyuutaku\\_bouon/kiboutodoke/index.htm](https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/jyuutaku_bouon/kiboutodoke/index.htm))からダウンロードできるほか、新富町役場(基地対策課)の窓口にも置いてあります。

【問い合わせ先】福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
九州防衛局企画部防音対策課  
☎092-483-8824